

平成 26 年 12 月 4 日

各課・局・室長 様

政策財政課長 藤 野 敏

## 平成 27 年度当初予算の当面の査定方針について（通知）

### 第 1 総論

#### (1) はじめに

平成 27 年度予算編成方針が、10 月 1 日付けで町長から通知されたが、「平成 27 年度町政運営の考え方」と「平成 27 年度財政見通し」が新たに追加されるとともに、基金の取崩しに依存した予算編成はしないという決意が明記されている。

本町では、10 年前の平成 16 年、三位一体の改革による普通交付税のさらなる減少が見込まれるなか、強い危機意識をもって行財政改革計画を策定したが、今回の予算編成方針の「基金の取崩しに依存した予算編成はしない」という決意は、当時の危機意識に負けないものである。

平成 26 年 12 月 2 日現在における当初要求額(概算要求額)の集計概要では、歳入歳出の乖離額（財源不足額）は、2 億 3,586 万 4 千円となっているが、基金からの繰入を行わないため、この全額を圧縮することが必要となる。

については、12 月 17 日より実施される、第 2 回ヒアリングにおいて予算要求内容の徹底的な精査による削減・圧縮を断行することとしており、その査定方針について、命により通知する。

#### (2) 国の状況

現在、国における予算編成が進められているが、本年 8 月に総務省が公表した「平成 27 年度の地方財政の課題」では、次のような考え方が示されている。

- ①地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成 26 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保。
- ②地方交付税については、極めて厳しい地方財政の現状及び現下の経済情勢等を踏まえ、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を適切に確保。

一方、本年 9 月に財務省が公表した一般会計概算要求の総額は約 101 兆 6 千億円、基礎的財政収支対象経費が約 76 兆円であり、中期財政フレームで定めた基礎的財政収支対象経費（歳出の大枠）約 71 兆円と大きく乖離している状況である。

このため、今後の国の予算編成動向によっては、地方交付税及び地方一般財源の総額確保という考え方は、大きく変更されることも想定しなければならない。

## 第2 平成27年度予算見積額の現状

### (1) 歳入予算の状況について（平成26年12月2日時点）

現在の歳入見積額は、**42億1,777万4千円**である。

[平成26年当初予算額比 7億2,422万6千円の減]

- \* 町税は、26年度当初予算比2,654万6千円の増額計上。
- \* 地方譲与税、各種交付金は、26年度当初予算額と同額を計上。
- \* 地方消費税交付金は26年度当初予算と同額を計上。
- \* 地方交付税は、26年度当初予算比5,000万円の減額計上。
- \* 臨時財政対策債は、26年度当初予算額を仮置。
- \* 基金繰入金（財政調整基金繰入金）は未計上。
- \* 繰越金は、26年度当初予算と同額を計上。
- \* 町債は、普通建設事業債として防災安全交付金事業債と起債裏の財源調達手段となる埼玉県ふるさと創造貸付金を計上。その他の起債は未計上。

### (2) 歳出予算の状況について（平成26年12月2日時点）

現在の歳出要求額は、**44億5,363万8千円**である。

[平成26年当初予算額比 4億8,836万2千円の増]

- \* 職員給は、26年9月補正後予算額を仮置計上。
- \* 物件費は、福祉・健康複合施設測量設計業務、給食センター改築実施設計業務の委託料等を計上。
- \* 扶助費は、医療扶助や各種法定負担分を当初要求額で計上。
- \* 普通建設事業費は、26年度当初予算比6億4,758万7千円減額。これは、地域の元気臨時交付金事業の減少が大きな要因。
- \* なお、普通建設事業の採択は町長査定を原則とするが、財政担当案において一定の削減を提示予定。また、財源調達手段としての町債活用など、予算編成段階において改めて調整を予定。

### (3) 財源不足額について（平成26年12月2日時点）

現時点における財源不足額（歳入歳出の乖離額）は、**2億3,586万4千円**となっている。

なお、各課等から提出されている歳出予算要求額は、既に予算要求基準額を大枠とした積算を行っていることから、これまでの査定方法による経費の削減は極めて困難な状況である。

また、歳入見積額については、現時点で仮置きしている歳入費目等については、今後の国の動向等によっては大きく変動するなど、財源不足額が拡大する可能性もある。

\* 地方譲与税、各種交付金、地方交付税、町債（臨時財政対策債）については、今後国や県が公表する地方財政計画や地方債計画等の情報を収集・分析し、再積算計上する予定。

### 第3 平成27年度当初予算編成の査定方針

#### (1) 査定方針の柱

査定にあたっては、次の4項目を柱とする。

- ①平成27年度予算編成においては、財政調整基金等からの繰入を行わない。
- ②歳出の削減・圧縮は「事務事業見直し調査」「財政担当案」「現地確認」を中心として実施する。
- ③「安心魅力づくり協同戦略事業」として具体的な取組みに着手している施策については、財源確保策を確認したうえで、優先的に採択する。
- ④継続的事業の着実な進捗及び住民要望と政策推進のバランスや財源確保に考慮した事業についても聖域とせず、その内容の精査を行う。

#### (2) 歳入の確保

##### ①町税

町税は、提出された予算見積書の額を基本とするが、積算方法等の検証（税制改正等の影響、収納対策による収納率設定等）を行うとともに、課税客体を的確に把握する方策を講じるものとする。

なお、必要最小限の範囲で、財源不足額に対応するための協議・調整を行う予定である。

\* 歳入の積算基礎は、26年度当初予算比増減の要因別影響額等を個別に記載すること。

##### ②町債

財政運営の基本的な考え方としては、町民の将来負担及び後年度の財政負担を考慮し一定の抑制を図るべきである。しかし、将来の町の活性化につながるインフラ整備などについては、当町の起債余力を活用した財源調達手段として、町債を積極的に活用する。

なお、当面の一般財源留保を図るため、埼玉県ふるさと創造資金貸付金についても活用する。

また、普通交付税の代替措置である臨時財政対策債は、交付税算定結

果に基づいた発行可能額での借入を行う。

\* 町債は、3 億 1,350 万円計上。(26 年度当初予算比 2 億 3,290 万円、42.6%減)

\* 地方債充当率は、26 年度基準で起債予定額を計上。

\* 臨時財政対策債は、26 年度当初予算計上額を仮置。

### (3) 歳出の抑制

#### ①人件費関係

人件費については、予算要求基準により平成 26 年度 9 月補正後の予算額を仮置きしている状況である。

今後、平成 27 年度配置職員計画（退職者及び新規採用者等対応含む）に伴う人件費調整が行われることとなるが、詳細資料については、27 年 1 月上旬に、総務課・職員担当から提供される予定である。

#### ②物件費関係

既に所管課において精査後の予算要求となっているため、本年度についても全庁一律の削減目標は設定しない。

しかし、財政担当より提示している「予算要求基準額」を上回る予算要求となっている経費については、所管課において自主的な削減目標を設定し、経費の削減・圧縮を検討すること。

また、業務委託経費については、その必要性・専門性等を十分精査すること。なお、各種計画策定業務については、その計画内容を熟知するためにも、職員による作成を原則とされたい。

なお、新たな物件費の増嵩につながる施策については、その財源を既存事業の廃止等により確保できたものを採択する。

#### ③扶助費関係

扶助費は、各種法令等に基づく法定負担と、町単独の施策に大別されるが、法定負担分については、現行制度を基準（制度変更が見込まれるものについては、変更後の制度）とする。

一方、町単独の施策については、現在実施している「町民サービス維持・確保に向けての事業見直し調査」等により、事業効果の検証による廃止・縮減、また、類似施策との統合等を積極的に検討する。

なお、法定負担を超える事業経費（法定外負担）については、26 年度予算措置額を超過しない範囲で検討・調整を行う。

#### ④負担金、補助及び交付金

一部事務組合に対するものは、構成市町で合意された負担割合によるものとする。なお、一部事務組合の予算ヒアリングには、やむを得ない理由がある場合を除き、所管課長並びに政策財政課長が出席し、当町の

予算査定方針に準じた査定を実施すること。

その他の各種団体に対する補助金については、「鳩山町補助金等交付基準」(平成 17 年 10 月 14 日)に照らし、全ての補助事業者の事業内容、行政効果及び財務内容を示す書類(実績報告書など)を準備されたい。

なお、比企郡町村会での査定を経て決定される負担金については、今後修正を行う。

#### ⑤投資的経費

投資的経費は、継続的事業の着実な進捗・完了を基本とする。なお、住民生活に重大な支障をきたす緊急的な事業については、別途検討を行う。

また、投資的経費の採択は町長査定を原則とするが、財政担当案において一定の削減を提示する予定である。

#### ⑥積立金

基金に対する積立金は、運用益(利子)のみの予算計上とする。なお、27 年 9 月の決算時点で剰余金が生じた場合、その一定額を財政調整基金及び地域福祉基金に積み立てるものとする。

#### ⑦繰出金

特別会計及び後期高齢者医療保険事業負担金等の経費であり、特別会計等運営経費の算定に基づき予算要求が行われている。

なお、繰出金の一般会計負担率は、概算要求時点で 15%超を占めている状況であることから、特別会計所管課長は、予算の積算内容等について一般会計経費と同様の査定を実施するものとする。また、後期高齢者医療保険事業負担金については、組合からの予算措置要請額を考慮したうえで、実質負担見込経費を予算化する。

### (4) その他

今回の財政担当案では、投資的経費について、第 1 回ヒアリングで確認した内容から、削減・見直等の検討をお願いする経費もあること。

また、現時点における平成 27 年度以降の地方財政については、冒頭述べたように、国における地方財政支援措置の取り扱いが不確定な状況であることから、当町財政への影響が具体的に明らかになった段階において、予算査定方針の再調整が行われる可能性があることを了解願いたい。